平成２２年（フ）第２８１号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番２―306号
債務者　是枝　順子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目14番11号
債務者　神吉　麗奈
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５号
大阪府茨木市山手台４丁目７番９―202号
債務者　明田　広行
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８号
大阪市西成区鶴見橋２丁目４番３号　都マンション
債務者　粕谷　悌二
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１号
大阪市住之江区浜口西１丁目９番10―205号
債務者　大山　政子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４４号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―304号
債務者　奥瀬志麻子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３号
大阪府寝屋川市石津南町13番55―402号
債務者　藤井　久和
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８号
大阪市城東区古市２丁目６番９―502号
債務者　吉田　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８５号
大阪市住之江区南港中３丁目８番23―1013号
債務者　下田　正昭
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０１号
大阪府豊中市末広町１丁目２番７―301号
債務者　足立　和隆
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０８号
大阪市住吉区沢之町１丁目１番20号　ＫＹハイツ沢の町202号
債務者　森本　公司
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０９号
大阪府門真市四宮５丁目７番13―403号
債務者　安井　優二
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２０号
大阪市旭区新森７丁目１番22号　新森レジデンス503号
債務者　谷本　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２２号
大阪市生野区林寺４丁目４番28号
債務者　伊東　　孝
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３４号
大阪市北区中崎３丁目１番７号　大黒荘
債務者　河口　伸行
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３７号
大阪府守口市藤田町４丁目39番６―309号
債務者　浅井　　修
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８号
兵庫県たつの市誉田町下沖19番地３
債務者　熊谷　新一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１１９号
兵庫県たつの市誉田町広山28番地１
債務者　木本　由美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部